承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

R_{14} ＝ 0.0212

R_{15} ＝ 0.0239

R_{16} ＝ 0.0243

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

R_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

R_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

R_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

R_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

N　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14} ＝ 0.0212

P_{15} ＝ 0.0239

P_{16} ＝ 0.0243

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

P_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

P_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115